

第45回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 令和8年8月5日(水) 14時00分

ところ 兵庫県動物愛護センター 愛護館

1 令和7年度動物愛護基金収支について

2 令和8年度動物愛護基金活用事業予算について

3 その他

- ・ 飼い猫不妊・去勢手術助成金制度の検討について
- ・ 協議会委員（推進員及び市民委員）の重複公募について

（添付資料）

- 資料1 第45回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 第44回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨
- 資料3 令和7年度動物愛護基金収支
- 資料4 令和8年度動物愛護基金活用事業予算
- 資料5 飼い猫不妊・去勢手術助成金制度の検討について
- 資料6 尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱

動物愛護基金収支（令和7年度）

令和6年度末（令和7年6月1日時点）基金残額	71,848,213 円
【1】令和7年度寄付金基金積立額（令和7年4月～令和8年3月）	7,900,533 円
【2】令和7年度運用収入受入額（令和7年4月～令和8年3月）	159,502 円
【3】令和7年度基金繰出額（令和7年4月～令和8年3月）	▲ 11,244,629 円
令和7年度3月末基金残額 【1】＋【2】－【3】	68,663,619 円
令和8年5月29日運用収入受入額（令和7年6月～令和8年5月）	308,212 円
令和8年6月1日時点基金残額	68,971,831 円

資料3

参考：動物愛護基金収支（令和6年度）

令和5年度末（令和6年6月1日時点）基金残額	53,037,872 円
【1】令和6年度寄付金受入額①等	24,637,173 円
【2】令和6年度運用収入受入額（令和6年3月～令和7年3月）	146,278 円
【3】令和6年度基金繰出額①（令和7年3月31日振替）	4,142,223 円
令和6年度3月末基金残額 【1】＋【2】－【3】	73,679,100 円
令和6年度寄付金受入額②	986,507 円
令和7年5月30日運用収入受入額	41,882 円
令和7年5月基金繰出額②（令和7年5月30日振替）	2,859,276 円
令和7年6月1日時点基金残額	71,848,213 円

（令和7年度 動物愛護基金活用事業）

薬資材等購入費（ワクチン、外部寄生虫駆除薬、収容猫整腸用フード等）（消耗品費）	1,559,836 円	}
新規推進強化事業費（猫捕獲器、公用車マグネットシート、避難所ケージ）（消耗品費）	939,950 円	
普及啓発広報費（消耗品費+印刷製本費）	605,495 円	
阪神バスラッピング広告宣伝費（役務費）	1,008,329 円	→
猫パルボウイルス等検査（委託料）	97,350 円	}
収容動物不妊手術（委託料）	267,000 円	
野良猫不妊手術費用助成（負担金補助及び交付金）	3,298,798 円	}
動物健康管理支援費用助成（負担金補助及び交付金）	367,181 円	
マイクロチップ装着等費用助成（負担金補助及び交付金）	22,000 円	
あま咲きコインポイント付与助成（負担金補助及び交付金）	60,690 円	
動物愛護センター空調改修工事（1階箇所のみ）（工事請負費）	3,018,000 円	→
合 計	11,244,629 円	

需用費
3,105,281 円
役務費
1,008,329 円
委託料
364,350 円
負担金補助及び交付金
3,748,669 円
工事請負費
3,018,000 円

基金残高推移

(円)			
年度	積立額	繰出額	年度末残高
R2年度	7,694,043	5,563,106	49,178,647
R3年度	9,358,385	36,876,833	21,660,199
R4年度	27,853,000	5,881,842	43,631,357
R5年度	15,883,668	6,477,153	53,037,872
R6年度	25,811,840	7,001,499	71,848,213
R7年度	8,368,247	11,244,629	68,971,831

※令和8年度基金積立分(308,212円：会計運用収入)含む

寄付金受入額の推移

年度	金額(円)	件数
R2年度	7,576,209	289
R3年度	12,186,729	685
R4年度	27,466,000	1,259
R5年度	21,575,540	1,114
R6年度	34,899,000	927
R7年度	15,606,000	1,170

令和8年度動物愛護基金活用事業予算

(単位:千円)

	事業内容	8年度予算 【A】	7年度予算 【B】	7年度決算見 込 【C】	予算比較 【A】－【B】	予算決見比較 【B】－【C】	備考
動物愛護推進強化事業費	1 野良猫不妊手術助成金 (捕獲送迎費含む)	5,190	4,601	3,299	589	1,302	令和8年度予算には「地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費」1,000千円含む
	2 地域主体の学習会への 費用助成	0	60	0	▲ 60	60	
	3 多頭飼育動物不妊手術 助成金	572	440	0	132	440	11,000円×52匹 要綱第3条「受給資格」の取扱基準策定予定
	4 収容動物不妊手術委託	240	196	267	44	▲ 71	雄猫18匹 雌猫12匹
	5 収容犬トリミング代	50	50	0	0	50	10,000円×5匹
	6 各種啓発グッズ作成	700	700	205	0	495	TNR活動普及促進、適正飼養啓発、動物愛護基金PR用 グッズ作成・配布
	7 収容動物用薬資材等購 入	1,857	1,600	1,481	257	119	猫用ワクチン、収容動物整腸用フード等
	8 学校飼育動物用飼料購 入	100	100	80	0	20	
	9 阪神バスラッピング広告 委託	1,100	1,100	1,008	0	92	
	10 猫パルボウイルス等検査 委託	1,024	700	97	324	603	
	11 ペット健康防災手帳の作 成	556	400	400	156	0	
	12 譲渡会開催支援助成金	600	600	0	0	600	
	9 猫侵入防止機購入	0	0		0	0	
	13 猫捕獲器一式(貸出し 用)	128	300	76	▲ 172	224	
	14 啓発マグネットシート(公 用車等貼付用)	0	250	93	▲ 250	157	
	15 避難所配備ケージ	150	2,520	770	▲ 2,370	1,750	
	16 動物健康管理支援助成 金	3,400	3,400	367	0	3,033	50,000円×68匹
	17 TNR活動等に対するイン センティブ(あま咲きコイ ン支給)	200	200	61	0	139	
	18 飼い犬、飼い猫に対する マイクロチップ装着等助 成金	1,000	1,000	22	0	978	
	計	16,867	18,217	8,226	▲ 1,350	9,991	
維持管理事業費	19 動物愛護センター空調機 改修事業費	0	5,040	3,018	▲ 5,040	2,022	
	計	0	5,040	3,018	▲ 5,040	2,022	
合 計		16,867	23,257	11,244	▲ 6,390	12,013	

飼い猫不妊・去勢手術助成金制度の検討について

1 助成対象者

市内に居住者（業として猫の飼養を行う者を除く）

2 助成内容

- ① 助成上限額 雄猫： 未 定 円
雌猫： 未 定 円

※飼い猫の不妊手術に係る調査
による金額設定を検討

- ② 助成内容 不妊・去勢手術費用

※【参考】野良猫不妊手術助成制度

雄猫： 9, 000円

雌猫： 13, 000円

◇不妊手術費用、耳カット費用、及び関連費用（抗生剤等投薬費、墮胎費、麻酔費、処置費、入院費、ワクチン費、駆虫剤費）

3 運用期間

期間を限定した事業の実施（予定）

以 上

尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱

(目 的)

第 1 条 「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）」第 3 9 条の規定に基づき、市民と行政が一体となった動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物が共に幸せに暮らせる社会づくりを行うため、尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所 掌)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議」から提言を受けた項目を具現化するための具体的な取り組みの検討及び推進に関すること。
- (2) 動物愛護推進員の活動の支援等に関すること。

(組 織)

第 3 条 協議会の委員は 1 0 名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、市民、社会福祉協議会代表者、市内で活動する関係団体代表者、学識経験者、動物愛護推進員（2 名以内）及び行政関係者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、別に定めるとおりとする。ただし、市民委員を除き再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前 2 項に規定する委員のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(会 長)

第 4 条 協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

（会 議）

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

2 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

（作業部会）

第 6 条 協議会には作業部会を置くことができる。

（庶 務）

第 7 条 協議会の庶務は、生活衛生課において処理する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

以 上

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成 24 年度末までとする。
- 3 第 5 条の規定にかかわらず、最初に召集される協議会は、市長が召集する。
- 4 この要綱は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。